

地方自治法第199条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月18日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 及川 宜成
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 長田 忠広

定期監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

平成29年9月1日から平成30年8月31日までの広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況

(2) 監査の実施日

平成30年8月31日から平成30年12月21日まで

(3) 実施した監査手続き

監査の対象とした財務に関する事務の執行について、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

2 監査の結果

監査の結果、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況について、おおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

・後期高齢者医療事務に関する事項

被保険者の異動情報に係る不適切な処理により、誤った資格認定に基づき保険料及び保険給付額の算定がなされているものがあつた。

今後、再発防止策を講じられ、適正な事務処理を徹底されたい。